

令和7年度 八王子市立下柚木小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員は、一人一人の児童の人格を尊重し、個性を生かしながら、社会的資質や行動を高めるように指導、援助していく。

自分、そして他人の生命を尊重し、人を思いやる心を育てることを重点とし、いじめは「しない」「許さない」「見逃さない」という気持ちをもつよう指導していく。

2 主な取組

(1) 全校活動「いじめ^{ゼロ}の学校を目指して」の推進

①目的

学校生活の中で、互いの児童が認め合い、協力し合えるようにし、一人一人がいじめは「しない」「許さない」「見逃さない」という気持ちをもてるようにする。

②方法

ア いじめアンケートの実施（学期1回程度）

イ いじめ防止標語づくり（2学期）

ウ 児童、保護者への啓蒙活動（学校便りへの掲載、学級会での取組等）

(2) 道徳教育等の充実

①道徳の時間を要とし、教育活動全体を通して道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係づくりを目指す指導を計画的に行う。

②コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。

③いじめ問題について、児童会の活動等、児童が自ら考え、行動を起こす取組を継続的に行う。

④家庭や地域と連携し、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取組を推進する。

(3) 未然防止や早期発見のための措置

①入学時・各年度の開始時に児童・保護者、地域、関係機関等へ基本方針の内容を説明する。また、家庭と連携していじめの早期発見・早期対応をするため、子ども見守りシート等の活用について保護者に周知する。

②校長・副校長・生活指導主任・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラーを構成員とする「特別支援校内委員会」を中心に、教育相談活動を充実させる。

③スクールカウンセラーによる相談活動を充実させるため、「相談できる環境づくり」を進める。日々の道徳や学級活動、全校児童に大人に相談すること等を啓発する。

④「教員向けチェックシート」を活用し、児童の様子の認知に努める。

⑤週1回全教員参加の下で「いじめ対策委員会」を開く。情報の共有、対応方針等を協議し、見守り体制を強化する。

⑥学校評価にいじめ防止対策、及び事案への対応についての項目を設定し、学校として組織的、継続的に改善する。

(4) インターネットを介したいじめ対策の推進

①セーフティ教室等を通した情報モラル指導を充実させるとともに、家庭へ協力を依頼する。

②学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速に対応する。

3 いじめが発生した場合の対応

①いじめの事実確認を徹底して行うとともに、学校いじめ対策委員会を通して全職員で共通理解を図る。

②いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援を行う。

③いじめを行った児童に適切に指導し、その保護者に対しては具体的な助言を行う。

④いじめ事案の内容により、スクールカウンセラー、及び関係諸機関との連携を図り、対応を協議する。

⑤犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

4 重大事態への対処

①教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。

②いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

③教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

①学校いじめ対策委員会を中心に、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて点検を行い、必要に応じて組織や取組の見直しを行う。